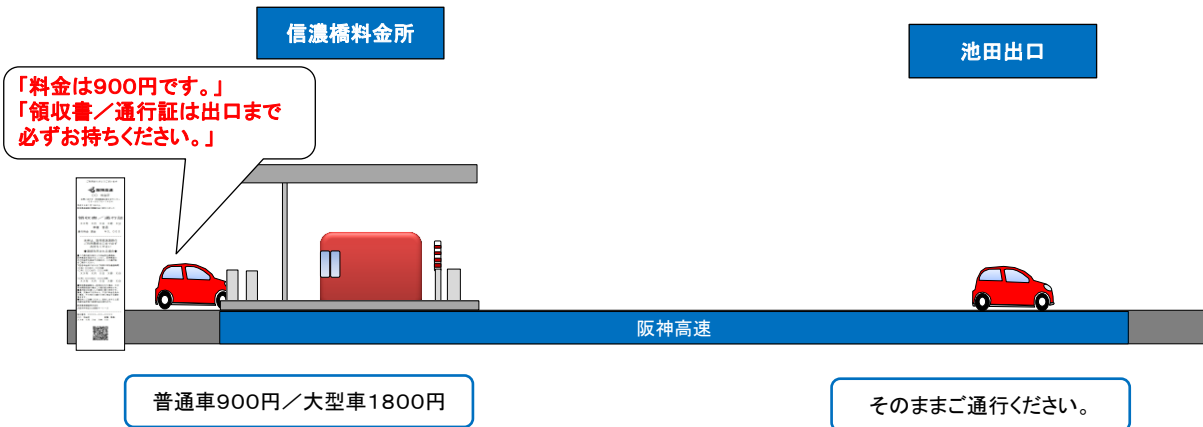


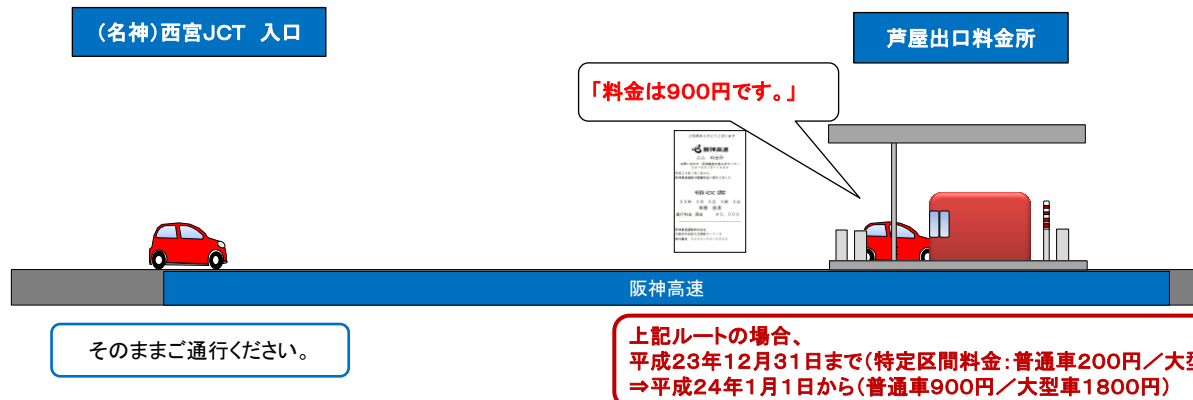
現金でご利用のお客さまのご通行方法について

現金でご利用のお客さまの場合、料金所で原則として普通車900円、大型車1,800円を頂きます。
また、料金圏の廃止に伴い、料金所では『領収書／通行証』を発券致しますので、その後に本線料金所を通行される際には、この『領収書／通行証』を料金所スタッフにご提示ください。

【1】 入口料金所 → 出口



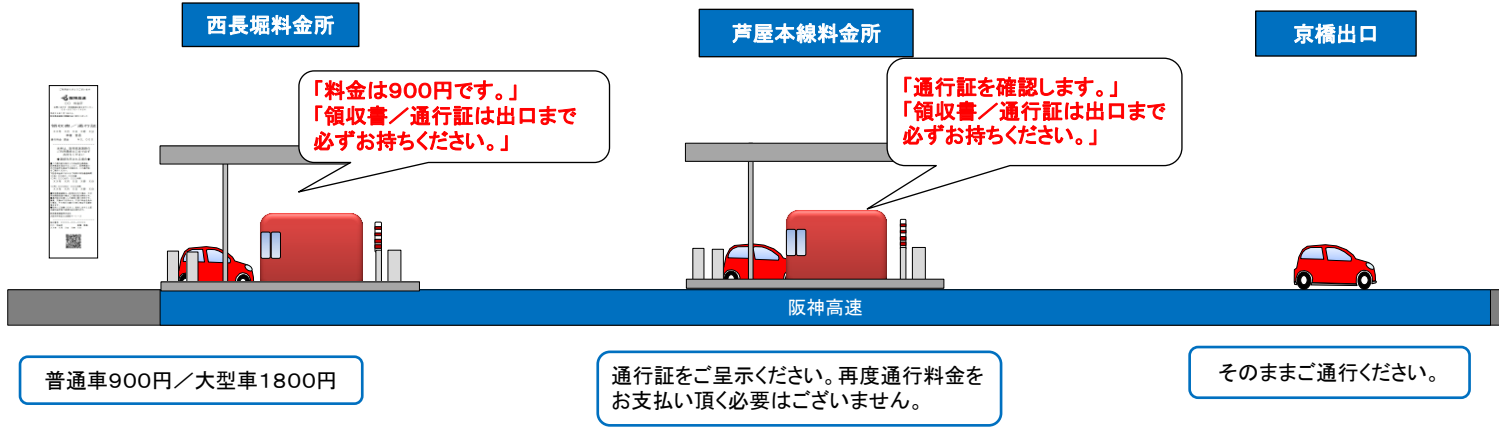
【2】 料金所のない入口 → 出口料金所



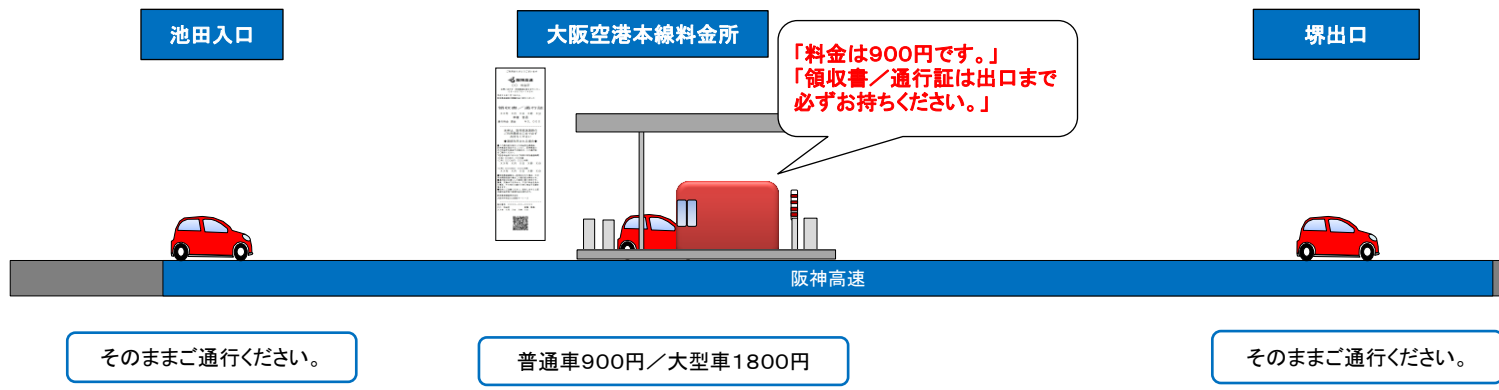
【2】料金所のない入口→出口料金所のルート

- 3号神戸線
西宮入・西宮JCT入～芦屋出口料金所
(普通車:200円⇒新料金900円)
武庫川入～尼崎西出口料金所
(普通車:150円⇒新料金900円)
- 5号湾岸線
甲子園浜入～西宮浜出口料金所
(普通車:200円⇒新料金900円)
鳴尾浜入～尼崎末広出口料金所
鳴尾浜入・尼崎末広入～尼崎東海岸出口料金所
(普通車:200円⇒新料金900円)
- 4号湾岸線
助松入・助松JCT入～高石出口料金所
(普通車:200円⇒新料金900円)
助松JCT入～泉大津出口料金所
(普通車:150円⇒新料金700円)

[3] 入口料金所 → 本線料金所 → 出口



[4] 料金所のない入口 → 本線料金所 → 出口



領収書／通行証

ご利用ありがとうございます

阪神高速
〇〇 料金所

お問い合わせ 阪神高速お客さまセンター
06-6576-1484

平成24年1月1日から、
阪神高速道路は距離料金に変わりました

領収書／通行証

XX年 X月 X日 X時 X分
車種 普通
通行料金 現金 ¥0,000

本券は、阪神高速道路の
ご利用最終出口まで必ず
お持ちください。

◆ 通行料用されず廃棄 ◆

●この通行証は、料金所を通過後、
阪神高速を退出する料金所、阪神高速の
次の料金所を通過する場合は、この通行証
をご提示ください。ご利用の有効通過時間
(0号) 〇〇出口・〇〇本線
(0号) 〇〇出口・〇〇本線
XX年 X月 X日 X時 X分
(0号) 〇〇出口・〇〇本線
XX年 X月 X日 X時 X分

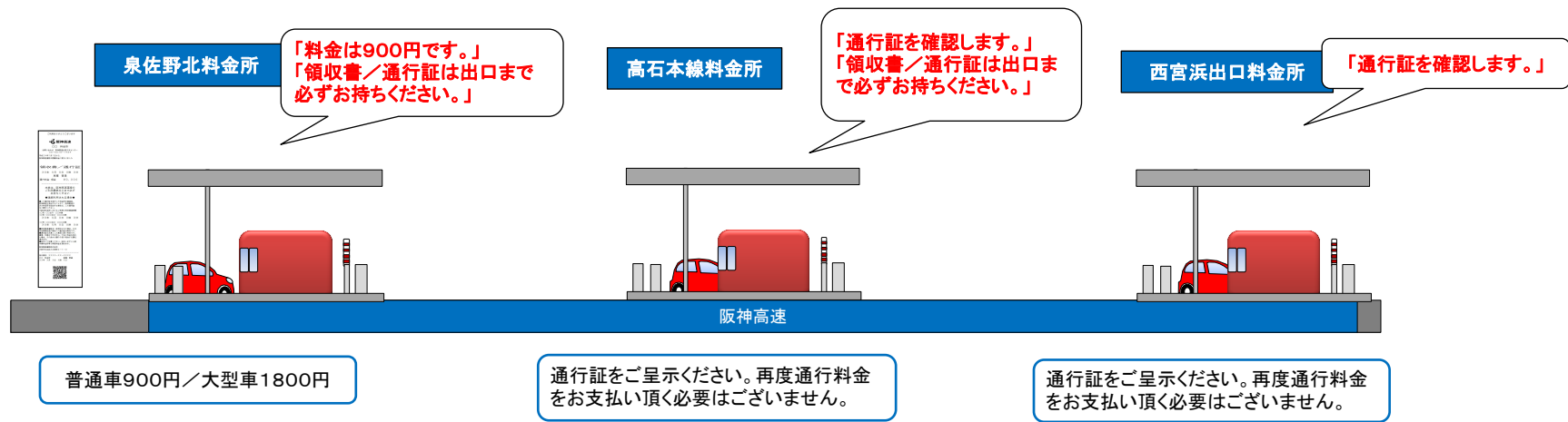
●阪神高速道路を一旦退出された場合、又は
有効期限経過の場合この通行証は無効です。
●通行証はお戻しした車両に限り有効です。
●譲渡、交換はできません。不法に料金を免れ
た場合、その免れた額の3倍に相当する額を
頂きます。
●紛失にご注意ください。紛失しますと上記
本線料金所等で再度料金を頂きます。

阪神高速道路株式会社
大阪府中央区久太郎町4-1-3

発行番号 XXXX-XX-XXXX
〇〇 料金所 車種 普通
XX年 X月 X日 X時 X分



【5】 入口料金所 → 本線料金所 → 出口料金所



【6】 料金所のない入口 → 本線料金所 → 本線料金所 → 出口

